

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十四号

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「理事」及び「室長」を削り、「調整監」を「調整監 課長補佐（総務課、まちづくり推進課） 室長（情報政策室）」に改め、同表教育委員会事務局の項中、「教育次長 理事」を削り、同表備考1中「及び理事」を削る。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。